

プラットフォーム提供事業者における ペダル付き電動バイクへの販売対策について

JOMC オンラインマーケット
プレイス協議会
Japan Online Marketplaces Consortium

ガイドラインを踏まえた取組状況について

ペダル付き電動バイクの販売について、各プラットフォーム事業者において以下のような対応を実施中

- ① ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続
 - 官民協議会のガイドラインの内容に沿った形で販売を継続
 - ② 販売を禁止
 - 販売事業者やフリマにおける取扱禁止商材として取り扱う
- ※ 上記①②にあわせた内容で各社の規約も改訂済

各プラットフォーム事業者の対応状況について

○BtoC

社名	対応
アマゾンジャパン合同会社	販売禁止
eBay Japan合同会社	販売禁止
auコマース&ライフ株式会社	販売禁止
BASE株式会社	販売禁止
株式会社メルカリ（メルカリshops）	販売禁止
LINEヤフー株式会社（Yahoo!ショッピング）	ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続
楽天グループ株式会社（楽天市場）	ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続

○CtoC

社名	対応
株式会社メルカリ	販売禁止
LINEヤフー株式会社（Yahoo!オークション、Yahoo!フリマ）	販売禁止
楽天グループ株式会社（楽天ラクマ）	販売禁止

※ 各社、規約変更について、販売店への告知・案内を実施

規約に適合している商材であることの確認・担保の方法について（取組例）

2026年1月現在、販売を継続するプラットフォームでは、以下の方法でガイドラインの遵守を確認・担保している。

※プラットフォームによって具体的な手法は少しずつ異なる

- **購入時の技術的担保:** 購入者が**運転免許を保有している旨を宣言しなければ購入できない設計**とし、技術的に担保している。
- **表示の義務化とパトロール:** ガイドラインにおいて「一般原動機付自転車」であることの明示などを必須事項とし、**パトロール専任スタッフによる24時間365日の監視体制**で確認を行っている。
- **違反申告機能の整備:** すべての商品ページに違反申告機能を設け、**消費者が容易に不適切な出品を通報できる体制**を整えている。
- **モニタリングと外部情報の活用:** キーワードを用いたモニタリング（※）を実施している。また、消費者や関係機関からの情報提供に基づいた調査も行っている。
 - （※） 必須記載事項の有無、**型式認定・性能等確認取得の証明（認定証、認定シール等）の画像が掲載されているか、など**
- **出品者への啓発と支援:** ガイドライン違反を防ぐため、**商品説明のテンプレート**を作成・周知している。また、運転免許やヘルメット着用義務、自賠責保険加入の確認用チェックボックスについて、出店者の理解不足による不適切な設定を防止するため、適切な設定例を提示している。

販売禁止対象の商材が販売されていないことの確認・担保の方法について（取組例）

2026年1月現在、販売を禁止している、あるいは一部のサービスで禁止としているプラットフォームでは、以下の取組により不適切な出品を排除している。 ※プラットフォームによって具体的な手法は少しずつ異なる

- **システムによる自動検知と事前検収**：電動自転車、電動バイク、キックボード等の関連キーワードをシステムで検知し、**サイト側で事前検収・確認を行った上で出品の承認・拒否を判断するフロー**を導入している。
- **マシンラーニングの活用や専任チームによる巡回**：24時間体制のマシンラーニングによる検出や、**専任スタッフによる毎日の手動のパトロール（キーワード検索等）**を実施し、**検出次第、販売停止や削除の措置**を講じている。
- **出品時の注意喚起（アラート）**：禁止商材に該当する可能性のあるキーワードが含まれる場合、**出品時にユーザーへ注意喚起やアラートを表示**し、禁止出品の未然防止を図っている。
- **出品制限と通知**：販売不適合と判断される商品には出品制限をかけ、その旨を出品者側にも通知・告知している。
- **外部通報への対応**：ユーザー、行政、関係機関等からの**情報提供や専用フォームを通じた通報**を受け、専任スタッフが内容を確認し、出品削除等の対応を行っている。
- **消費者への情報発信**：FAQやお知らせ配信を活用し、**消費者に対する情報発信と啓発活動**を継続的に実施している。

参考：プラットフォーム事業者が取り組むべき交通安全対策（[ガイドライン](#)より一部要約）

①プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け

- **利用規約等において**、販売事業者に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する場合に
 - ・「**一般原動機付自転車**」といった車両区分
 - ・ **運転免許を受けていることを確認できない者には販売しない旨** を表示することを義務付けること。
- 利用規約等において、販売事業者に対して、**販売前又は車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認することを義務付けること**。ただし、プラットフォーム事業者が、車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認した場合にあっては、この限りでない。（※）
- 利用規約等において、販売事業者に対して、**保安基準に適合していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売しないことを義務付けること**。
- 販売事業者による販売状況を定期的に確認し、誤った車両区分を表示して車体を販売している、運転免許の確認を適切に行わず車体を販売している、保安基準に適合しない車体を販売しているなど、利用規約等に違反していると認められる場合には、販売事業者に違反の是正を求め、又はプラットフォーム提供事業者として違反の是正を行うこと。その上で、販売事業者による違反が是正されない場合には、当該販売事業者がプラットフォームを利用することができないよう、サービスの利用停止措置等の所要の措置を講ずること。

（※）購入者が運転免許を受けていることを確認する方法

- 販売時に運転免許証を提示させ、又は運転免許証の券面の画像情報を送信させる方法等により、購入者が運転免許を受けていることを確認すること。
 - 運転免許を受けていない者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には、道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。
- プラットフォーム事業者は事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。（一例）
- ・ 購入者に、運転免許を受けている旨の誓約書に署名させるなどして、運転免許の確認結果を記録すること。 / ・ 運転免許証の写しを徴すること。

プラットフォーム事業者は事業形態等に応じて、以下の追加的な対策を併せて実施することが望ましい（一例）。

- プラットフォームのウェブサイトにおいて、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに係る商品カテゴリを設けた上、当該商品カテゴリに該当する車体の購入に一律に適用される車両区分等を表示する機能、運転免許の確認を行う機能等を整備すること。
- 販売事業者に対して、自動車損害賠償責任保険等への加入及びナンバープレート取得手続を実施したことを確認した後、車体の引渡しを行うよう働き掛けること。

②プラットフォームを利用する販売者への働き掛け

販売事業者以外の者（以下「販売者」）に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売することができる場を提供するプラットフォーム提供事業者は、販売者によってペダル付き電動バイク等の電動モビリティの交通安全対策が確実に実施されるよう、前記①に記載している対策を実施すること。（「販売事業者」とあるのは「販売者」と読み替える）

③相談窓口の設置

購入者その他のプラットフォームを利用する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関して相談することができ、プラットフォームを通じてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティについて不当な表示をしているおそれがある場合に当該事実の通報を受けられる相談・連絡窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト等を通じて周知すること。また、当該窓口相談・連絡があった際は迅速かつ真摯に対応すること。

④関係行政機関等との連携

プラットフォームにおいてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する販売事業者や関係行政機関と情報共有を行うとともに、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。

JOMC オンラインマーケット
プレイス協議会
Japan Online Marketplaces Consortium